

## 財団法人横浜市男女共同参画推進協会の公益法人化について

### 1 公益認定の申請について

財団法人横浜市男女共同参画推進協会（理事長 合田 加奈子）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成22年7月28日付で神奈川県知事に認定申請を行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

### 2 財団法人横浜市男女共同参画推進協会が公益認定された場合の指定管理施設の管理運営について

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、公益財団法人への移行後も法人としての同一性が保持されています。

#### 〈理由〉

- ・ 目的又は事業内容が、移行前の法人と大きく異なること
- ・ 他の団体との合併が同時に行われないこと

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同協会が現在指定管理者となっている施設の管理運営を行います。

#### 【財団法人横浜市男女共同参画推進協会が指定管理者となっている施設】

- ・ 男女共同参画センター横浜（横浜市男女共同参画センター条例）
- ・ 男女共同参画センター横浜南（同）
- ・ 男女共同参画センター横浜北（同）

※指定管理期間：平成22年度～平成26年度

## 参考

### 公益財団法人移行後の横浜市男女共同参画推進協会の概要

#### 1 定款第3条：目的（資料1）

現行の寄附行為の趣旨を継承し、「男女共同参画社会の実現」に資することを目指す公益団体としての方向性を明確にしました。

#### 2 定款第4条：事業（資料1）

定款第3条の目的規定に沿って整理しました。

#### 3 役員構成及び役割、責任等（資料2）（資料3）

理事、評議員については、人数を絞り込むと同時に、固有職員の理事への登用により、執行体制を強化し、責任体制がより明確になるよう、制度改革の趣旨を踏まえた選任を行いました。

#### 【理事会・評議員会の対比表】

		定款（案） （移行後）	寄附行為 （現行）
理事会	役割	法人の業務を執行する 「業務執行機関」	寄附行為の変更、予決算の承認を行う 「理事の意思統一の場」
	人数	3名以上7名以内	8名以上10名以内
評議員会	役割	理事の選解任、定款の変更、予決算の承認を行う 「意思決定機関」	理事の選解任、予決算等の重要事項の諮問を受ける 「諮問機関」
	人数	3名以上7名以内	8名以上12名以内

#### 4 公益目的事業比率

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第15条で、公益法人への移行には、公益目的事業比率が50%以上であることとされていますが、移行後においても約78%を見込んでおり、移行の前後において特段の変更はありません。

## 財団法人横浜市男女共同参画推進協会 定款（案）と寄附行為対照表

定款（案）		現行 寄附行為	
	第1章 総則		第1章 総則
第1条	(名称) この法人は、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会と称する。	第1条	(名称) この法人は、財団法人横浜市男女共同参画推進協会という。
第2条	(事務所) この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。	第2条	(事務所) この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市戸塚区上倉田町435番地1に置く。
第3条	(目的) この法人は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画しようとする市民の主体的な活動を支援し、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。	第3条	(目的) この法人は、女性を取り巻く様々な問題を解決しようとする市民の主体的な活動を援助育成し、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。
第4条	(事業) この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2) 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発 (3) 男女共同参画に関する相談 (4) 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施 (5) 男女共同参画に関する市民活動の支援及び市民等との協働・連携 (6) 男女共同参画推進に関する施設の管理運営 (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。	第4条	(事業) この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 男女共同参画についての資料及び情報の収集並びに提供 (2) 男女共同参画に関する相談 (3) 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発 (4) 市民の文化的、健康的な日常生活の確立及び女性の自己啓発に関する講習会等の開催 (5) 男女共同参画に関する市民の交流の促進並びに活動の支援 (6) 男女共同参画に関する事業の受託 (7) 公の施設の管理運営 (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
第5条	(事業年度) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第10条	(事業年度) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<p>第6条</p>	<p>第2章 財産、事業計画等 (財産の種別及び基本財産の処分等)</p> <p>この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。</p> <p>3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>4 基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。</p> <p>5 第1項のその他の財産は、基本財産以外の財産をいう。</p>	<p>第5条</p> <p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>第8条</p> <p>第9条</p> <p>第11条</p>	<p>第2章 資産、事業計画等 (資産の構成)</p> <p>この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 資産から生ずる収入</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) 寄付金品</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(資産の種別)</p> <p>資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立の際基本財産として指定された財産</p> <p>(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産</p> <p>(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。</p> <p>2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由あるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業</p>
<p>第7条</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>この法人の事業計画書、収支予算書等について</p>		

<p>第8条</p>	<p>ては、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議及び評議員会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 正味財産増減計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告書</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>3 第1項及び前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終了後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 この法人は、第1項の評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p>	<p>第12条</p> <p>(事業報告及び収支決算書類)</p> <p>この法人の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。</p>
<p>第9条</p>	<p>代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規</p>	<p>年度ごとに理事長が作成し、その年度開始日前に理事会の議決を得なければならない。</p>

	<p>定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。</p>		
第10条	<p>(長期の資金の借入れ) この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。</p>	第13条	<p>(長期借入金) この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>
第11条	<p>(重要な財産の処分及び譲受け) この法人が重要な財産の処分及び譲受けをしようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。</p>		
第12条	<p>第3章 評議員 (定数) この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。</p>	第30条	<p>第5章 評議員及び評議員会 (評議員) この法人に、評議員を置く。</p>
第13条	<p>(評議員の選任及び解任) 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。</p>		<p>2 評議員は、理事会において選任し、その数は8人以上12人以内とする。</p>
	<p>2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族</p> <p>イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ウ 当該評議員の使用人</p> <p>エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>オ ウ又はエに掲げる者の配偶者</p>		<p>3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。</p> <p>4 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。</p>

	<p>カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの</p> <p>(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>ア 理事</p> <p>イ 使用人</p> <p>ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>(ア) 国の機関</p> <p>(イ) 地方公共団体</p> <p>(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p> <p>3 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。</p>		
--	--	--	--

<p>第14条</p>	<p>(評議員の任期)</p> <p>評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。</p> <p>3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>		
<p>第15条</p>	<p>(評議員の報酬等)</p> <p>評議員は、無報酬とする。</p> <p>2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。</p>		
<p>第16条</p>	<p>第4章 評議員会 (構成及び権限)</p> <p>評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程</p> <p>(3) 各事業年度事業計画及び収支予算書等の承認</p> <p>(4) 各事業年度事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書、これらの附属明細書並びに財産目録の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(8) 長期の資金の借入れ</p> <p>(9) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡</p>	<p>第31条</p>	<p>(評議員会の構成及び権能)</p> <p>評議員会は、評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。</p>

	<p>又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>(11)その他評議員会で決議するものとして、法令及びこの定款で定められた事項</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第18条第3項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第191条第1項又は第2項に規定する者の選任については、この限りではない。</p> <p>(種類及び開催)</p>		
第17条	<p>評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。</p> <p>2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。</p> <p>3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。</p> <p>(招集)</p>	第32条	<p>(評議員会の開催)</p> <p>評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p>
第18条	<p>評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>3 評議員会を招集する場合には、代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。</p> <p>4 代表理事は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、代表理事は、同項の書面により通知したものとみなす。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(議長)</p>	第33条	<p>(評議員会の招集)</p> <p>評議員会は理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(評議員会の議長)</p>
第19条	<p>評議員会の議長は、その評議員会において、</p>	第34条	<p>評議員会の議長は、その評議員会において、</p>

<p>第20条</p>	<p>出席した評議員のうちから選出する。</p> <p>(決議)</p> <p>評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決する。</p> <p>2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(5) 長期の資金の借入れ</p> <p>(6) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項前段の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(決議の省略)</p>	<p>第35条</p> <p>第36条</p>	<p>出席した評議員のうちから選任する。</p> <p>(評議員会の定足数)</p> <p>評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(評議員会の議決)</p> <p>評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第21条</p>	<p>代表理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p>	<p>第37条</p>	<p>(評議員会における書面表決等)</p> <p>やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。</p>
<p>第22条</p>	<p>代表理事が評議員の全員に対して評議員会に</p>		

<p>第23条</p>	<p>報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会へ報告があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1名以上が記名押印しなければならない。</p>	<p>第38条</p>	<p>(評議員会の議事録)</p> <p>第29条第1項の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した者のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>
<p>第24条</p>	<p>第5章 役員 (種類及び定数)</p> <p>この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上7名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち4名以内を、法人法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事に選定することができる。</p>	<p>第14条</p>	<p>第3章 役員及び職員 (役員の種別)</p> <p>この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 常務理事 1人</p> <p>(3) 理事 (理事長及び常務理事を含む。) 8人以上10人以内</p> <p>(4) 監事 2人</p>
<p>第25条</p>	<p>(選任等)</p> <p>理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。</p> <p>3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。</p> <p>4 理事会は、その決議によって業務執行理事の中から常務理事を選定することができる。</p> <p>5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。</p> <p>6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配</p>	<p>第15条</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。</p> <p>3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>

	<p>偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>7 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p>		
第26条	<p>理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 理事長、常務理事及び業務執行理事の権限は、理事会が別に定める。</p> <p>5 理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p>	第16条	<p>（役員（の職務））</p> <p>理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。</p> <p>4 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>
第27条	<p>監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <p>（1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>（2）この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。</p> <p>（3）理事会に出席し、必要があると認める</p>		

<p>第28条</p>	<p>ときは意見を述べること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、若しくは電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。</p> <p>(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。</p> <p>(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること</p> <p>(役員任期)</p> <p>理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>3 理事又は監事は、第24条第1項に定める</p>	<p>第17条</p>	<p>(役員任期)</p> <p>役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は再任されることができる。</p> <p>3 役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、そ</p>
-------------	---	-------------	---

<p>第29条</p>	<p>定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>第18条</p>	<p>の職務を行わなければならない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第30条</p>	<p>(報酬等)</p> <p>理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。</p>	<p>第19条</p>	<p>(役員報酬)</p> <p>役員は有給とすることができる。</p> <p>2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
<p>第31条</p>	<p>(責任免除)</p> <p>この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の規定による理事又は監事の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>		
<p>第32条</p>	<p>第6章 理事会 (構成及び権限)</p> <p>理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p>	<p>第21条</p> <p>第22条</p>	<p>第4章 理事会 (理事会の構成)</p> <p>理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(理事会の権能)</p> <p>理事会は、この寄附行為に別に定めるものの</p>

<p>第33条</p>	<p>(2) 理事の職務の執行の監督  (3) 代表理事若しくは業務執行理事の選定又は解職  (種類及び開催)  理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。  2 通常理事会は、事業年度毎に2回開催する。  3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  (1) 理事長が必要と認めたとき。  (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。  (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。  (4) 第27条第5号により監事から理事長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。  (招集)</p>	<p>第23条</p>	<p>ほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。    (理事会の開催)  理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p>
<p>第34条</p>	<p>理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。  2 前条第3項第3号による場合は、理事が招集し、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。  3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。  4 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、及び目的である事項を通知しなければならない。</p>	<p>第24条</p>	<p>(理事会の招集)  理事会は、理事長が招集する。  2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>

<p>第35条</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	<p>第25条</p>	<p>(理事会の議長)</p> <p>理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>(理事会の定足数)</p>
<p>第36条</p>	<p>(決議)</p> <p>理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決する。</p> <p>2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。</p> <p>(1) 基本財産の処分又は除外</p> <p>(2) 長期の資金の借入れ</p> <p>(3) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(決議の省略)</p>	<p>第26条</p> <p>第27条</p>	<p>理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会の議決)</p> <p>理事会の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>第37条</p>	<p>理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p> <p>(報告の省略)</p>	<p>第28条</p>	<p>(理事会における書面表決)</p> <p>やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面によって意思表示することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した者とみなす。</p>
<p>第38条</p>	<p>理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第26条第5項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。</p> <p>(議事録)</p>	<p>第29条</p>	<p>(理事会の議事録)</p>
<p>第39条</p>	<p>理事会の議事については、法令で定めるところ</p>	<p>第29条</p>	<p>理事会の議事については、次の事項を記載し</p>

<p>第40条</p>	<p>ろにより議事録を作成しなければならない。  2 議事録署名人は、その理事会に出席した理事長及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。</p> <p>(理事会規則)</p> <p>理事会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。</p>		<p>た議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時及び場所  (2) 理事の現在数  (3) 出席理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）  (4) 議決事項  (5) 議事の経過の概要及びその結果  (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>
<p>第41条</p>	<p>第7章 定款の変更、合併及び解散等  (定款の変更)</p> <p>この定款は、評議員会において変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条第1項についても適用する。</p> <p>3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる変更をしようとするときは、神奈川県知事の認定を受けなければならない。ただし、法令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第39条</p>	<p>第6章 寄附行為の変更及び解散  (寄附行為の変更)</p> <p>この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。</p>
<p>第42条</p>	<p>(合併等)</p> <p>この法人は、評議員会の決議を経て、法人法上の他の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡、又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。</p> <p>2 前項の行為をしようとするときは、法令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>		

<p>第43条</p>	<p>(解散)</p> <p>この法人は、法人法第202条に規定する事由その他法令に定める事由によって解散する。</p>	<p>第40条</p>	<p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、横浜市に寄附する。</p>
<p>第44条</p>	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、横浜市に贈与するものとする。</p>		
<p>第45条</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、横浜市に贈与するものとする。</p>		
<p>第46条</p>	<p>第8章 情報公開及び個人情報の保護</p> <p>(情報公開)</p> <p>この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。</p>		
<p>第47条</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。</p>		
<p>第48条</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>この法人の公告は、電子公告による。</p>		
<p>第49条</p>	<p>第9章 補則</p> <p>(事務局)</p> <p>この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長</p>	<p>第20条</p>	<p>(職員)</p> <p>この法人の事務を処理するために、必要な職員を置く。</p> <p>2 職員は、理事長が任命する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>

<p>第50条</p>	<p>が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 この法人の最初の代表理事は合田加奈子とする。</p>	<p>第41条</p>	<p>(委任)</p> <p>この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。</p>
-------------	---	-------------	--

## 公益財団法人移行後の横浜市男女共同参画推進協会の理事・監事名簿

## ● 理事 5 人 監事 2 人

役 職	氏 名	現職等	旧役職	備考
代表理事 (理事長)	合田 加奈子	(財)横浜市男女共同参画推進協会 理事長	理事長	常勤
業務執行理事 (常務理事)	岩崎 憲二	(財)横浜市男女共同参画推進協会 経営企画局長	常務理事	常勤
業務執行理事	桜井 陽子	(財)横浜市男女共同参画推進協会 統括本部長	理事	常勤
理事	渡辺 充	(財)横浜市男女共同参画推進協会 経営管理部長	—	常勤
理事	納米 恵美子	(財)横浜市男女共同参画推進協会 統括本部担当部長 男女共同参画センター横浜館長 (兼)	—	常勤
監事	尾形 一郎	尾形一郎会計事務所 公認会計士、 税理士	監事	非常勤
監事	福田 敦	関東学院大学 経済学部教授	監事	非常勤

公益財団法人移行後の横浜市男女共同参画推進協会の評議員名簿

●評議員 7人

氏名	現職等	旧役職
安部 きみ子	横浜市 市民局 人権・男女共同参画担当理事	—
岩田 悦子	(株) テレビ神奈川 編成局長	理事
宇都宮 優子	(株) 高島屋 執行役員 横浜店長	—
戒能 民江	お茶の水女子大学 理事・副学長 (総務機構長)	理事
篠原 慎一郎	(株) 神奈川新聞社 編集局長	—
信田 さよ子	原宿カウンセリングセンター 所長	—
渡辺 元	(特非) 市民社会創造ファンド 副運営委員長、 立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授	—

50音順 敬称略

## 現在の財団法人横浜市男女共同参画推進協会の理事・監事名簿

## ● 理事 8 人 監事 2 人

役 職	氏 名	現職等	備考
理事長	合田 加奈子	(財) 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	常勤
常務理事	岩崎 憲二	(財) 横浜市男女共同参画推進協会 経営企画局長	常勤
理事	桜井 陽子	(財) 横浜市男女共同参画推進協会 理事 (企画調整統括担当)	常勤
理事	岩田 悦子	(株) テレビ神奈川 編成局長	非常勤
理事	戒能 民江	お茶の水女子大学 理事・副学長 (総務機構長)	非常勤
理事	千葉 信行	(株) かなしん広告 代表取締役社長	非常勤
理事	宮永 啓子	元 横浜市栄区長	非常勤
理事	山崎 洋子	作家	非常勤
監事	尾形 一郎	尾形一郎会計事務所 公認会計士、 税理士	非常勤
監事	福田 敦	関東学院大学 経済学部教授	非常勤

現在の財団法人横浜市男女共同参画推進協会の評議員名簿

●評議員 8人

氏名	現職等
岩崎 智美	(学) 岩崎学園 学園長
上野 嘉夫	経営コンサルタント
内山 陸雄	(株) 神奈川新聞社 元主筆
奥平 ミエ子	(株) ロリエ商会 代表取締役会長
鹿嶋 敬	ジャーナリスト、実践女子大学人間社会学部教授
齋藤 龍	(財) 横浜市芸術文化振興財団 名誉顧問
宮坂 洋子	(特非) ユニフェム日本国内委員会 常任理事
矢澤 澄子	元 東京女子大学現代教養学部教授

50 音順 敬称略